

「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」
の策定について

【高齢福祉課・介護保険課】

1 概要

老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に定める「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的なものとして策定。

期間は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間。

2 基本理念

「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現

3 計画の重点方針

(1) 「生涯現役」として活躍し続けられる、多様な社会参加の機会の創出

就労や地域のボランティア活動等の多様な活躍の場の拡大と情報提供を強化することによる、社会参加できる機会の創出 等

(2) 「生涯健康」でいきいきとした生活が送れる、地域の健康づくりや介護予防の促進

個人や地域の健康づくりや介護予防活動の支援や、医療・介護情報を活用した保健事業と介護予防活動の一体的な実施 等

(3) 「生涯安心」して暮らせる、支援体制の確保・強化と自立支援・重度化防止の理念の普及

地域の支え合いによる生活支援や介護保険サービス等による多様な生活支援体制の充実、自立支援・重度化防止の理念の普及や介護人材の確保等による介護保険制度の持続可能性の向上、地域共生社会を見据えた支援体制の整備等

4 策定体制

学識者、関係団体、市民公募委員等による策定委員会により審議

5 策定の工程

5月	第1回策定委員会（書面開催） 議題：策定方針、サービス量の見込みに関する専門委員会の設置
6～7月	第1・2回サービス量の見込みに関する専門委員会 議題：介護保険事業計画における基盤整備
9月	第2回策定委員会 議題：計画骨子案
11月	第3回策定委員会 議題：計画素案
12月	議会報告（計画素案）
1月	パブリックコメント、第3回サービス量の見込みに関する専門委員会 議題：介護給付費等サービス量の見込み及び保険料の設定
2月	第4回策定委員会 議題：計画案 議会報告、介護保険条例改正案上程